

## 岡山県の開発許可等申請手数料（都市計画法）

## ① 開発行為許可申請手数料（法第29条）

開発区域の面積 (ha)	手数料 (円)			開発区域の面積 (ha)	手数料 (円)		
	自己居住用	自己業務用	その他		自己居住用	自己業務用	その他
0.1未満	8,900	13,010	89,150	1.0~3.0	130,220	200,350	400,710
0.1~0.3	22,030	31,050	130,220	3.0~6.0	180,310	280,500	520,930
0.3~0.6	44,070	66,110	200,350	6.0~10.0	220,380	350,620	671,200
0.6~1.0	89,150	120,200	270,480	10.0以上	310,550	490,870	891,600

## ② 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合計した額。 ただし、その額が891,600円を超えるときは、その手数料の額は、891,600円とする。
イ 開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発行為許可申請手数料に規定する額に10分の1を乗じて得た額
ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請手数料に規定する額
ハ その他の変更については、10,000円

## ③ 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項ただし書、第35条の2第4項）

47,100

## ④ 予定建築物等以外の建築許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）

27,110

## ⑤ 市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）

敷地の面積 (ha)	手数料 (円)	敷地の面積 (ha)	手数料 (円)
0.1未満	7,120	0.6~1.0	71,310
0.1~0.3	19,080	1.0以上	99,430
0.3~0.6	40,170		

## ⑥ 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

開発区域の面積	手数料 (円)		
	自己居住用	自己業務用	その他
1 ha未満	1,800	1,800	18,020
1 ha以上	1,800	2,800	18,020

## ⑦ 開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条第5項）

用紙1枚につき

480

## ⑧ 開発行為又は建築等に関する証明書交付手数料（則第60条第1項）

750